

第 67 号

協会だより



2021 年 1 月

三重県高圧ガス安全協会

三重県高圧ガス溶材組合

目 次

新年のご挨拶

・ 三重県高圧ガス安全協会会長	1
・ 三重県防災対策部部長	2
・ 三重県高圧ガス溶材組合理事長	3

三重県からのお知らせ

・ 水防法の改正に伴い公表された 「想定し得る最大規模の高潮」への対応について	4
・ 危害予防規程の変更について	4
・ 高圧ガス事故の発生状況	5
・ 高圧ガス移動車両路上点検結果	6

路上点検に立ち会って	7
------------	---

保安大会・表彰

・ 高圧ガス保安全国大会	8
・ 中部高圧ガス保安大会	8
・ 三重県知事表彰	8

経済産業大臣表彰（優良販売業者）を受賞して	9
-----------------------	---

高圧ガス容器特別回収実施結果	10
----------------	----

コンプライアンスシリーズ（No.22）

・ 高圧ガス保安法の罰則	11
--------------	----

我が社の保安管理

・ 四日市オキシトン㈱	16
・ 日立金属㈱桑名工場	18

令和2年度高圧ガス製造保安責任者等試験結果	20
-----------------------	----

趣味の時間

モータースポーツ最高！！	22
--------------	----

ヨッさんの旅日記（第9話）

コロナ禍の中／東北旅行 2020年9月	24
---------------------	----

2021年度(上期)講習会のお知らせ	28
--------------------	----

事業の中止について	28
-----------	----

編集後記	29
------	----

☆私のワンショット	30
-----------	----



新 年 の ご 挨拶

三重県高圧ガス安全協会
会長 藤 巻 精 一

〔 三菱ケミカル株式会社三重事業所 〕
経営執行職 事業所長

令和3年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

先ず始めに、感染拡大が続いております新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、不自由な暮らしを強いられている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、この過去に例を見ない災禍の最前線で、困難に立ち向かっている医療関係者の皆様をはじめ、感染防止の対応にご尽力頂いている関係者の皆様には深く敬意を表するとともに感謝申し上げます。

令和2年を振り返りますと、国内では菅内閣が誕生し、東京オリンピック・パラリンピックの1年の延期が決まりました。世界に目を向けると、アメリカ大統領選挙、イギリスのEU離脱、中東情勢など様々な変化が続いています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、グローバル化が進んだ現在、サプライチェーンが止まることが想定されていなかった中で、世界の至るところで経済に非常に大きな影響を与え、先行き不透明感を増しております。

私はこのような社会環境においては、的確な状況把握や多角的な考察に基づいた「先を見通す力」と、状況の変化に対応した迅速かつ果断に「行動する力」が重要であると考えます。

令和3年は、高圧ガス安全協会の設立50周年になります。

協会といたしましても引き続き関係行政や防災機関のご指導を頂きながら、保安安全を確保するために、事故等の再発防止・未然防止に取り組んでまいります。

また、会員各社の皆様一人ひとりが保安安全に対する高い意識を持って頂きますとともに、当協会の取り組みにご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、令和3年が、会員の皆様にとりまして幸せな1年となりますよう祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。 ご安全に。



新 年 の ご 挨 拶

三重県防災対策部
部長 日沖 正人

令和3年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

協会並びに会員の皆様におかれましては、平素より高压ガスの保安の確保に積極的に取り組んでいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

昨年より新型コロナウイルス感染症の流行が世界的な問題となっており、我が国では感染症拡大防止等に向けて様々な取組が行われています。

県としても「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を策定し、県内の感染状況等を踏まえ改訂を重ね、県民の皆様に感染防止対策の徹底をお願いするなど取組を進めているところです。貴協会におかれましても感染症拡大防止対策に日々御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

また、昨年も全国的に記録的な大雨による災害が発生し、自然災害に対する備えの重要性を益々認識させられることとなりました。

皆様におかれましても、今一度ハザードマップの確認を行っていただくとともに、災害時における対応等を再確認いただくなど、自然災害に対しての備えをお願いいたします。

さて、高压ガス関係の事故に目を向けますと、全国的に事故件数全体としては、高止まりの傾向となっており、主な事故原因としては施設の維持管理不良、誤操作・誤判断や情報伝達の不備などが挙げられます。

事故を未然に防ぐためには、平素における設備管理の徹底だけでなく、リスクアセスメントの実施や保安に係る人材育成の推進等が求められます。

県としましては、引き続き保安検査や立入検査の実施を通じて事業者の自主保安の推進を支援し、高压ガスの保安の確保に努めてまいります。

また、令和3年は三重県内で「第76回国民体育大会（三重とこわか国体）」、「第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）」及び「第9回太平洋・島サミット」が開催されます。

これらの大会が安全に実施されるよう、高压ガスの自主保安の確保など、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

結びに貴協会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈りするとともに、本年が事故や災害の無い良い年になることを切に願い、新年の御挨拶といたします。



新 年 の ご 挨拶

三重県高圧ガス溶材組合
理事長 鈴木 哲 弥

〔 三重酸素工業株式会社 〕
代表取締役社長

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、去年は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年でした。

リモートワークなど三密を避ける行動やマスクの着用、手指消毒などが日常化しました。

しかし、高圧ガスの供給事業は、リモートワークには適合しないため、皆様方も感染防止対策や業務の見直しに心血を注がれたことと察します。

溶材組合の活動も多大の影響を受け、いずれも鳥羽市で開催予定であった総会を書面開催とし、東高連総会は、名古屋市での縮小開催となりました。

加えて、消費事業所講習会などの事業も中止せざるを得なくなり、組合員間、組合員と顧客との情報交換の機会が大きく減ることとなりました。

明るい話題が少ない昨今ですが、有限会社大玉溶材様は、永年の保安に対する取組みが評価され、優良販売事業者として経済産業大臣表彰を受けられました。また、理事の松平様（杉浦産業(株)）は保安功労者として、三重県知事表彰を受けられました。

誠におめでとうございます。

更に、昨年暮れには、伊賀市内で発生した豚熱の防疫のため、三重県との協定に基づき、炭酸ガスを供給しました。作業に携わられた皆様に感謝申し上げます。今後も、鳥インフルエンザ等発生時には、炭酸ガスを迅速に供給するなど、社会貢献に務めます。

今年もコロナ渦が社会・経済に大きな影響を与えるものと思われます。

このような厳しい時代を乗り切るためには、組合員一同が団結し、コンプライアンスの順守を徹底するとともに、顧客に信頼される事業者として、安全かつ確実に高圧ガスの供給を行うことが何よりも肝要です。

組合においても、このような取り組みへの支援を強化してまいります。

今後の皆様の益々のご発展と、組合へのご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

■ 水防法の改正に伴い公表された「想定し得る最大規模の高潮」への対応について

近年、洪水のほか、高潮等により、想定を超える浸水被害が多発していることから、平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮等に対する避難体制等の充実・強化のため、高潮により相当な被害が生じるおそれがある海岸について、高潮浸水想定区域を公表する制度が創設されました。

三重県においても、令和 2 年 8 月に水防法を所管する県土整備部から、伊勢湾沿岸の想定し得る最大規模の高潮に対する高潮浸水想定区域図が公表されました。公表された図は、三重県の伊勢湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に想定される浸水の区域、水深、継続時間を表示したものとなっています。

詳細は、次の URL で掲載されています。

三重県ホームページ内 伊勢湾沿岸〔三重県区間〕高潮浸水想定区域図

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/000240364.htm>

一部地域では、想定された高潮の水深が、南海トラフ地震に係る津波の浸水深の想定を超えていますので、皆様の事業所ではどのような想定となっているか、是非確認をお願いします。

そして、施設設備の浸水による内容物や容器等の流出のリスク、車両や構造体の浮き上がり及び衝突による施設設備への破損のリスクなどを検討し、できる範囲での備えをお願いします。

なお、高潮は、地震・津波と異なり、台風の接近などにより事前に発生を予想することができるため、実際に発生するまでにある程度の時間的猶予があり、流出防止のため容器を固定する等の対応が可能です。このためにも、事前に想定を知り、対応策を検討し、訓練をすることは非常に有意義と考えます。

皆様におかれては、まず高潮浸水想定を確認していただき、適切な保安活動並びに高潮発生時の迅速・的確な対応をお願いします。

■ 危害予防規程の変更について

平成 30 年 11 月 14 日に一般高圧ガス保安規則等が改正され、危害予防規程に定めるべき事項に追加等があったため、全ての第一種製造者は、令和 2 年 8 月 31 日までに危害予防規程を変更し、県に届け出ることとなりました。詳細は、協会だより第 64 号（2019 年 7 月）のコンプライアンスシリーズ「危害予防規程 ～大規模地震対策及び津波対策～」で解説していますので、そちらをご覧くださいと思います。

このように、危害予防規程の変更の期日は過ぎておりますが、まだ県に危害予防規程の変更の届をされていない事業所が見受けられますので、該当する事業所は、至急対応をお願いします。

繰り返しになりますが、全ての第一種製造者が対象となりますのでご注意ください。

なお、危害予防規程を変更するだけでなく、従業者等にその変更内容をしっかりと周知し、変更された大規模地震対策及び津波対策等への対応が確実にできるようにしてください。

皆様の事業所において、危害予防規程や関連した規定類、手順書等を整備し、訓練等を充実させることにより、防災・減災につなげていただくようお願いします。

高圧ガス事故の発生状況

近年の高圧ガス事故の発生状況についてお知らせします。

※このページにおける事故件数は暦年（1～12月）で計数しています。

1. 全国の事故件数及び死傷者数の推移（喪失・盗難を除く。）（単位：件、人）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
製造事業所	冷凍	193	273	271	328	284
	コンビナート	45	45	44	86	75
	L P	17	20	11	28	36
	一般	84	137	143	161	151
	計	339	475	469	603	546
移動		24	23	18	20	26
消費		83	80	73	74	41
その他		20	13	17	20	15
事故件数合計		466	591	577	717	628
死者		2	4	1	0	2
負傷者		68	51	46	66	60

※出典：「高圧ガス関係事故集計（令和 2 年 3 月末現在）」（高圧ガス保安協会）

令和 2 年 3 月末時点の数値。今後修正されることがあります。

2. 県内の事故件数及び死傷者数の推移（単位：件、人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
災害	29	16	26	25	(15)
喪失・盗難	10	10	5	1	(0)
死者	0	0	0	0	(1)
負傷者	1	1	1	0	(2)

※令和2年10月末時点の数値。() 内は速報値。今後修正されることがあります。

3. 最近の高圧ガス事故の発生状況

- ① 平成 31 年の全国の高圧ガス事故は、喪失・盗難を除いた災害件数で 628 件発生しており、引き続き多い状況が続いています。
- ② 近年の全国の高圧ガス事故は、冷凍則適用事業所及び一般則適用事業所で多く発生しています。人身事故件数は年により増減はあるものの、一定程度発生しています。また、現象別では 9 割程度が噴出・漏えい事故です。事故の原因としては、腐食管理不良、誤操作・誤判断が多い傾向にあります。
- ③ 平成 31 年の三重県内の高圧ガス事故については、喪失・盗難を除いた災害件数で 25 件発生しており、引き続き多い状況が続いています。
- ④ 令和 2 年の三重県内の高圧ガス事故については、10 月末までに死亡事故が 1 件発生しています。本件については、経済産業省ホームページに「作業員による事故防止について（注意喚起）」（2020 年 8 月 6 日）として掲載されており、安全管理に一層の注意をするよう呼びかけられています。

今後も、より一層の保安の確保に努めましょう！

高圧ガス移動車両路上点検結果

11月に三重県内12箇所において、高圧ガス移動車両の路上点検を行った結果は、次のとおりでした。

1. 点検車両台数及び違反車両台数

点検車両台数					違反車両台数				
ローリー		ばら積み		計	ローリー		ばら積み		計
L P	一般	L P	一般		L P	一般	L P	一般	
8	2	9	8	27	0	0	3	1	4

2. 違反事項別件数（延べ件数）

- ・ 消火設備の不備 2 件
- ・ 応急用資材工具等の不備 4 件
- ・ 書面（イエローカード）の不携帯 2 件
- ・ 容器の積載方法等の不備 1 件

※違反が認められた車両については、違反事項の是正を指導しました。

今回の路上点検では、点検車両27台中、違反車両は4台でした。

違反事項は、上記のとおりで、いずれも基本的な項目です。

高圧ガスの移動を行う事業者の皆様、今一度、上記の違反事項をはじめとする必要な携行品、基準を確認してください。

今後とも、法令順守、事故発生時の応急措置訓練の実施等、より一層、保安の確保及び災害の防止に努めてください。



書面の所持状況等を確認する担当者

路上点検に立ち会って

2020 年 11 月 27 日、午前 9 時 30 分から四日市市中村町の県道 64 号（上海老茂福線）沿いにある三重県広域防災拠点（北勢拠点）で行われた、四日市北警察署の危険物運搬車両指導取締に移動防災部会長として立ち会いました。

高圧ガス運搬車両については、民生用 L P G バルクローリー 3 台、バラ積 2 トン車（一般高圧ガス）1 台が点検を受けました。

保安意識の高まりもあり、全体を通してイエローカード、緊急資材及び工具、積載量、容器検査期限などの法定項目は遵守できていました。

しかし、乗務員の運転免許証不携帯があり、会社における始業点呼時に、保持免許証等をしっかり運行管理者と共に、現物を相互確認していれば、取締の対象に至らなかったと考えます。

また、消防危険物を運搬する一般貨物トラックにおいて、積載していない多種類のイエローカードを携帯している事案があり、積載品のイエローカード提示に時間を要していました。

これでは、有事にイエローカードを速やかに警察、消防へ提示することができないと思われます。

輸送会社任せではなく、出荷時に荷主がイエローカードの持参を確認する等の改善の必要性を感じました。

（上野輸送㈱ 西口記）

《新刊図書》

高圧ガス保安法令関係通達集（第 2 次改訂版）

出版日 2020 年 12 月 11 日

価 格 4,190 円（会員価格 3,770 円）

☆2015 年 7 月発行後、初めての改訂です。

危害予防規程の指針(2020.7.22 改正版)

第一種製造者 一般の事業所用

価格 4,500 円（会員価格 4,050 円）

第一種製造者 特定の事業所用

価格 5,200 円（会員価格 4,680 円）

- ・安全協会会員の事業所及び従業員の方には『会員価格』で販売します。
 - ・高圧ガス関係の法令集、テキスト等は、三重県高圧ガス安全協会でお求めください。
- ホームページ (<https://ankyo-mie.jp>) の『図書のご案内』をご覧ください。

保安大会・表彰

高圧ガス保安全国大会

第 57 回高圧ガス保安全国大会は、10 月 23 日（金）に ANA インターコンチネンタルホテル東京において開催され、経済産業大臣表彰及び高圧ガス保安協会長表彰の授与式及び記念講演が行われました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出席者は被表彰者と随行者 1 名に限られ、懇親パーティーは中止されました。

経済産業大臣表彰を受けられた会員は、次のとおりです。

（敬称略）

優良販売業者	(有)大玉溶材
--------	---------

中部高圧ガス保安大会

第 34 回中部高圧ガス保安大会は、11 月 18 日（水）に名鉄ニューグランドホテルにおいて開催されました。

中部近畿産業保安監督部長表彰の授与式及び記念講演が行われましたが、新型コロナウイルス感染症により、参加者は被表彰者及び各保安団体 2 名以内に限られ、祝賀会は中止となりました。

中部近畿産業保安監督部長表彰を受けられた会員は、ありませんでした。

三重県知事表彰

次の会員が高圧ガス保安三重県知事表彰を受けられました。

なお、1 月 27 日（水）に津市で予定されていた知事表彰の授与式は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。

（敬称略）

優良事業所	東海運輸建設㈱ 昭和電工ガスプロダクツ㈱四日市工場 ジャパンファインプロダクツ㈱三重工場
保安功労者	松平 淳（杉浦産業㈱四日市営業所）
優良保安担当者	野口 智（三菱ケミカル㈱三重事業所塩浜地区）

経済産業大臣表彰（優良販売業者）を受賞して

有限会社 大玉溶材
代表取締役 玉木 義裕

令和 2 年 10 月 23 日に開催されました第 57 回 高圧ガス保安全国大会に於いて、優良販売業者として経済産業大臣表彰を受賞いたしました。

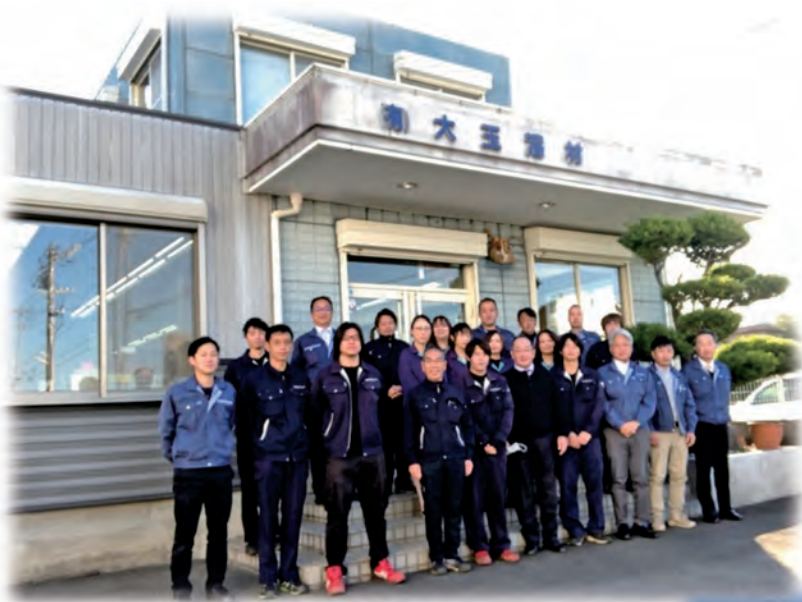
これもひとえに三重県防災対策部様をはじめ、三重県高圧ガス安全協会様他関係各位の皆様のご指導、ご支援の賜物であると心より感謝申し上げます。

弊社は昭和 47 年に高圧ガス販売の許可をいただき、当時は造船の町として繁栄していた伊勢市大湊町の多くの造船所に酸素ガス、アセチレンガス、溶接棒などの販売をさせていただくところから始まりました。

しかし、程なくオイルショックに襲われ、弊社も大変苦しい状態がしばらくの間続きました。

その後は、造船を中心に様々な業種のお客様に助けていただき、おかげさまで現在に至っております。

また、平成 20 年には関連会社として㈱伊勢ガスセンターを設立させていただき、高圧ガスの製造にも携わるようになりました。



社員揃って

こちらの会社でも県当局をはじめ、関係各位には大変お世話になっております。

製造、販売をさせていただく中で益々保安の確保が強い使命となっており、今回の受賞を社員全員の励みとして、社内教育は無論のこと、社外での各種保安講習会にも積極的に参加し、社員一人一人の保安意識を更に高めることで、この地域の安全確保に努めてまいります。

今後も皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



高圧ガス容器特別回収実施結果

毎年 10 月、全国一斉に行われる『高圧ガス容器特別回収月間』の活動に三重県高圧ガス溶材組合からは 34 事業所が参加し、次表のとおりの実績がありました。

昨年に比べ、回収した放置容器・所有者不明容器は 19 本と 8 本増加した反面、長期停滞容器は 1,497 本から 1,231 本と約 18% 減少しました。

ガス名	① 放置容器 回収本数	② 所有者不明容器			③ 長期停滞 容器回収 本数
		回収本数	回収場所		
			消費者の 容器置場	持込み	
酸素	2	3		3	349
窒素	3				113
アセチレン	4	4	4		331
炭酸ガス		1	1		189
アルゴン					161
その他	2				88
合 計	11	8	5	3	1,231

容器には、ガスの種類や耐圧検査の年月などの他、容器所有者の記号番号（A から X（I、0 を除く）のアルファベットと 001～999 の数字の組合せ）が刻印されています。（腐食などで読取れない場合もあります。）

刻印の例は写真のとおりですので、参考にしてください。

自己所有以外の使用済容器は、できるだけ早く販売店に返却してください。

一般高圧ガス容器の刻印（例）



① ガスの種類	② 所有者記号番号	③ 容器記号・番号
④ 内容積（ℓ）	⑤ 容器質量（kg）	⑥ 耐圧検査年月
⑦ 容器再検査年月	⑧ 検査圧力（MPa）	⑨ 最高充填圧力（MPa）

※写真はわかりやすくするため、記号等の周辺に色を付けてあります。

コンプライアンスシリーズ No.22

高圧ガス保安法の罰則

この記事をお読みの皆様は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）の適用を受けておられる事業所に所属されている方々と思います。

皆様の事業所においては、法に基づき高圧ガスの製造、貯蔵等を行い、また、施設の変更等を行うにあたっては、法に基づく許可申請や各種届出の手続きを行っていただいています。

法で定められている手続き等については、それを遵守しない場合は罰則が適用されることはご存じと思いますが、どの様な罰則が適用されるかは、普段気にされることはないでしょう。

今回は違反内容ごとの罰則について、製造事業者等に係る部分を抜粋して別表にまとめてみました。

危害予防規程を例にとりますと、法第 26 条第 1 項で危害予防規程を定めるよう義務付けられていますが、これを定めずに高圧ガスを製造した場合は五十万円以下、危害予防規程を制定した場合や変更した場合の届出を怠ると三十万円以下の罰金が科されます。

別表の内容は、皆様の日常の業務に直接関係するわけではありませんが、そのような事態に至らないよう、日常の業務を適切に行っていただくことを願っております。

【別表】

高 圧 ガ ス 保 安 法 罰 則 一 覧（抜粋）

違 反 内 容 等		罰 則	
第 5 条 第 1 項	高圧ガスの無許可製造	一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科	第 80 条 第 1 号
第 5 条 第 2 項	高圧ガスの無届製造又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条 第 2 の 2 号
第 10 条 第 2 項	承継の無届又は虚偽の届（第一種製造者）	三十万円以下の罰金	第 83 条 第 1 号
第 11 条 第 1 項	高圧ガス製造施設に係る技術上の基準違反（第一種製造者）	五十万円以下の罰金	第 82 条 第 1 号
第 11 条 第 2 項	高圧ガスの製造の方法に係る技術上の基準違反（第一種製造者）	五十万円以下の罰金	第 82 条 第 1 号

違 反 内 容 等		罰 則	
第 12 条第 1 項	高圧ガス製造施設に係る技術上の基準違反（第二種製造者）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 12 条第 2 項	高圧ガスの製造の方法に係る技術上の基準違反（第二種製造者）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 13 条	高圧ガスの製造の方法に係る技術上の基準違反（その他製造）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 14 条第 1 項	高圧ガス施設、高圧ガスの種類、製造方法の無許可変更（第一種製造者）	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 2 号
第 14 条第 2 項	軽微な変更の工事の無届又は虚偽の届（第一種製造者）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 14 条第 4 項	高圧ガス施設、高圧ガスの種類、製造方法の無届変更又は虚偽の届（第二種製造者）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 の 3 号
第 15 条第 1 項	高圧ガス貯蔵に係る技術上の基準違反	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 16 条第 1 項	第一種貯蔵所の無許可設置	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 17 条第 2 項	承継の無届又は虚偽の届（第一種貯蔵所）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 17 条の 2 第 1 項	第二種貯蔵所の無届設置又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 の 4 号
第 18 条第 1 項	第一種貯蔵所に係る技術上の基準違反	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 18 条第 2 項	第二種貯蔵所に係る技術上の基準違反	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 19 条第 1 項	第一種貯蔵所の無許可変更	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 4 号
第 19 条第 2 項	軽微な変更の工事の無届又は虚偽の届（第一種貯蔵所）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 19 条第 4 項	第二種貯蔵所の無届変更又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 の 5 号
第 20 条第 1 項	完成検査を受けずに製造施設、貯蔵施設を使用（設置）	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 20 条第 3 項	完成検査を受けずに製造施設、貯蔵施設を使用（変更）	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 20 条の 4	販売事業の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 の 6 号
第 20 条の 6 第 1 項	販売に係る技術上の基準違反	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 20 条の 7	販売する高圧ガスの変更の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 21 条	製造の廃止の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 22 条第 1 項	輸入検査を受けずに高圧ガスを移動	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号

違 反 内 容 等		罰 則	
第 22 条第 3 項	輸入高压ガスの廃棄等の命令違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 4 の 2 号
第 23 条	高压ガスの移動に係る技術上の基準違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 24 条	圧縮天然ガスの家庭用設備の設置、変更工事に係る技術上の基準違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 24 条の 2 第 1 項	特定高压ガス消費届の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 の 7 号
第 24 条の 3 第 1 項	特定高压ガス消費施設に係る技術上の基準違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 24 条の 3 第 2 項	特定高压ガスの消費に係る技術上の基準違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 24 条の 4	特定高压ガス消費施設の変更の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 24 条の 5	高压ガスの消費に係る技術上の基準違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 25 条	高压ガスの廃棄に係る技術上の基準違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 26 条第 1 項	危害予防規程を定めずに高压ガスを製造	五十万円以下の罰金	第 82 条第 3 の 2 号
第 26 条第 1 項	危害予防規程の制定・変更の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 27 条の 2 第 1 項	保安統括者、保安技術管理者、保安係員の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 27 条の 2 第 5 項	保安統括者の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 27 条の 2 第 6 項	保安技術管理者、保安係員の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 27 条の 3 第 1 項	保安主任者の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 27 条の 3 第 2 項	保安企画推進員の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 27 条の 3 第 3 項	保安主任者、保安企画推進員の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 27 条の 4 第 1 項	冷凍保安責任者の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 27 条の 4 第 2 項	冷凍保安責任者の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 28 条第 1 項	販売主任者の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 28 条第 2 項	取扱主任者の未選任	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 28 条第 3 項	販売主任者、取扱主任者の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号

違 反 内 容 等		罰 則	
第 30 条	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納命令違反	三十万円以下の罰金	第 83 条第 3 号
第 33 条第 1 項	保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員、冷凍保安責任者の代理者の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 33 条第 3 項	保安統括者、冷凍保安責任者の代理者の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 35 条の 2	定期自主検査の記録未作成、虚偽検査記録作成、検査記録未保存	三十万円以下の罰金	第 83 条第 4 の 2 号
第 36 条第 1 項	災害発生防止のための必要な措置の未実施	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号
第 36 条第 2 項	災害の発生について虚偽の届出	三十万円以下の罰金	第 83 条第 4 の 3 号
第 37 条	火気の制限違反	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 38 条第 1 項	高压ガス製造停止命令違反	一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科	第 80 条第 2 号
第 38 条第 1 項	貯蔵停止命令違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 6 号
第 38 条第 2 項	製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 6 号
第 39 条第 1 号	高压ガス製造施設の使用停止命令違反	一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科	第 80 条第 3 号
第 39 条第 1 号	第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所、特定高压ガス消費施設の使用停止命令違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 7 号
第 39 条第 2 号	高压ガスの製造の禁止命令又は制限命令違反	一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科	第 80 条第 3 号
第 39 条第 2 号	高压ガスの引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の禁止命令若しくは制限命令違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 7 号
第 39 条第 3 号	容器の廃棄命令又は所在場所の変更命令違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 7 号
第 39 条の 10 第 2 号	検査記録の未作成、虚偽検査記録作成、検査記録未保存、検査記録提出拒否（認定完成検査実施者）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 4 の 2 の 2 号
第 39 条の 10 第 3 号	検査記録の未作成、虚偽検査記録作成、検査記録未保存、検査記録提出拒否（認定保安検査実施者）	三十万円以下の罰金	第 83 条第 4 の 2 の 2 号
第 48 条第 1 項	容器（再充填禁止容器を除く）への充填基準違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 48 条第 2 項	再充填禁止容器への充填基準違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 48 条第 3 項	再充填禁止容器への再充填	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 48 条第 4 項	充填する高压ガスの基準違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号

違 反 内 容 等		罰 則	
第 49 条第 3 項	容器検査所における容器再検査後の刻印未実施又は虚偽の刻印	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 9 号
第 49 条第 4 項	容器検査所における容器再検査後の標章の未掲示又は虚偽の掲示	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 9 号
第 49 条第 5 項	再検査に合格していない容器への刻印実施・標章の掲示又は紛らわしい刻印実施・紛らわしい標章の掲示	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 49 条の 4 第 3 項	容器検査所における附属品再検査後の未刻未実施又は虚偽の刻印	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 9 号
第 49 条の 4 第 4 項	再検査に合格していない附属品への刻印実施又は紛らわしい刻印実施	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 50 条第 4 項	再検査できる容器・附属品の制限違反	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 10 号
第 51 条第 1 項	容器再検査・附属品再検査の未実施	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 51 条第 2 項	容器検査所の検査設備に係る技術上の基準違反	五十万円以下の罰金	第 82 条第 1 号
第 52 条第 1 項	検査主任者の未選任	六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金	第 81 条第 3 号
第 52 条第 2 項	検査主任者の選解任の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 53 条	容器・附属品再検査停止命令違反	一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科	第 80 条第 4 号
第 56 条の 2	容器検査所廃止の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 60 条第 1 項	帳簿への未記載、虚偽の記載又は帳簿の未保存	三十万円以下の罰金	第 83 条第 5 号
第 61 条第 1 項	経済産業大臣・都道府県知事に対し報告しない又は虚偽の報告	三十万円以下の罰金	第 83 条第 6 号
第 62 条第 1 項	立入検査、収去を拒み、妨げ又は忌避	三十万円以下の罰金	第 83 条第 4 号
第 62 条第 1 項	立入検査時の質問に対し答弁しない又は虚偽の答弁	三十万円以下の罰金	第 83 条第 7 号
第 62 条第 5 項	立入検査時の質問に対し答弁しない又は虚偽の答弁	三十万円以下の罰金	第 83 条第 7 号
第 63 条第 1 項	事故の無届又は虚偽の届	三十万円以下の罰金	第 83 条第 1 号
第 63 条第 2 項	高圧ガスの災害に係る報告命令に対し報告しない又は虚偽の報告	三十万円以下の罰金	第 83 条第 6 号
第 64 条	高圧ガスによる災害が発生した場合において指示無く現状変更	三十万円以下の罰金	第 83 条第 2 号

(コンビナート部門)

「我が社の保安管理」

四日市オキシトン株式会社
四日市市霞一丁目一番地

1. 四日市オキシトンの概要

当社は四日市第3コンビナート（霞ヶ浦地区）に位置し、昭和46年7月の酸素・窒素の製造開始から令和3年で設立50周年を迎えます。

昭和58年からは水素充填所も設置され、今日に至っております。

当社の空気分離プラントで製造される酸素・窒素ガスは、コンビナート地区のお客様へ直接パイピングにより供給しており、液化酸素、液化窒素、液化アルゴンはローリーにより、また水素プラントで製造した圧縮水素ガスは多種容器により、東海3県を中心に配送を行っております。



空気分離装置と液化ガス貯槽



水素充填所

2. 高圧ガスの取り扱い

主製品である酸素・窒素等は仏エア・リキード社の技術による深冷空気分離装置にて24時間フル稼働で生産を行っています。

3. 保安管理

当工場ではDCSを設置し、中央制御室（CCR）から各機器の制御監視を行い異常の早期発見・対応に努めており、事務所および遠隔においても、監視・操作可能な設備になっています。

保安係員の教育については、次のように行っています。

- ・BSV(Behavioural Safety Visit) 行動安全観察

作業を観察し良かった点、改善すべき点を作業後に作業員と対話し、安全作業に繋げています。

- ・ JHA（Job Hazard Analysis） 作業の危険分析
定期修理や日常作業に潜むリスク分析を行い、対策することで安全を確立しています。
- ・ LMS（Learning Management System）
弊社独自のシステムで、業務レベルに応じて決められたカリキュラムをオンラインで受講します。受講内容は多岐に亘ります。



中央制御室（CCR）



事務所モニタ

安全については、『ライフ・セービング・ルール』に基づいて運営されており、安全上の潜在的リスクの高い業務に関して、『すべきことと、してはならないこと』とを明瞭かつ簡潔に示しています。



ライフ・セービング・ルール

4. おわりに

当工場も設立 50 年を迎えますが、プラントの老朽化も進行しています。

不信頼性箇所の摘み取りを行い余寿命予測、非破壊検査作業時のリスクアセスメントの実施等々の活動を推進し、設備更新や老朽化対策を実施しています。

安全は、当社の普遍の最優先課題です。

安全が当社の文化であることを誇りとして『ゼロ・アクシデント』を達成します。

(製造・消費部門)

「我が社の保安管理」

日立金属株式会社 桑名工場
桑名市大福二番地

1. 事業所の概要

日立金属㈱は 1910 年創業の戸畑鋳物㈱をルーツとした高機能材料メーカーです。

金属材料として特殊鋼・ロール・自動車鋳物・配管機器、また、機能部材として磁性材料・パワーエレクトロニクス・電線などを生産しています。

桑名工場は 1922 年管継手の専門工場として操業を開始し、現在も鋼管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手、ガス用ポリエチレン配管システム、ガス用フレキシブル管・継手、バルブ製品などを「ひょうたん」マークのブランドで生産しています。



2. 安全衛生基本理念

日立金属グループは「『最良の会社』を具現して社会に貢献する」という経営の基本理念に基づき、会社の永続的発展と当社に集う一人ひとりの従業員の幸福をその社業の目的とするものです。

この理念の下に安全衛生を経営の重要な根幹として位置付け、心身ともに健全で活力ある人材を育むと共に安全で快適な働き甲斐のある職場の創出に向けた安全衛生活動を積極的に推進しています。

2020 年度は活動スローガン：「『安全と健康はすべてに優先する』を一人ひとりが確実に実行しよう」を掲げ取り組んでいます。

3. 安全衛生活動

当工場では生産活動の基軸に TPM (Total Productive Maintenance) 活動を置き、“災害ゼロ・不良ゼロ・故障ゼロ”など、あらゆるロスを未然防止する活動を 1989 年より続けており、トップから第一線作業者にいたるまで全員参加で取り組んでいます。その中で安全衛生に関わる活動を紹介します。

①安全体感&K Y T 研修

安全体感ではヒューマンエラー、ボール盤巻き込まれ、指差呼称の効果体感などを通して災害の想定と災害防止行動が取れる人の育成、K Y Tでは基本であるK Y T基礎4ラウンド法を学び、職場や作業の中に『どんな危険がひそんでいるか』を見抜く力を養い、現場で実際に非定常時に行う

K Y の感度向上に繋げています。



『の』の字探し

文章中の『の』の文字を、
「目で追って数える」場合、
「指差呼称で数える」場合
を比較することで、見逃しの
低減効果を体感

②挟まれ・巻き込まれ対策推進

当社の過去の災害を振り返ると「挟まれ・巻き込まれ」での災害が多いことがわかっています。

そこで挟まれ・巻き込まれのリスクのある箇所の総点検を行い、リスクレベルに合わせて赤札（レベル1）、黄札（レベル2）として洗い出しました。

その結果、赤札 152 件、黄札 1,042 件を摘出し、対策を推進しています。

③自主保全士取得活動

自主保全士とは4つの能力「異常発見能力」「処置・回復能力」「条件設定能力」「維持管理能力」を備えたオペレーターであり、公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が認定する資格制度です。

この認定を受けるには5つの知識・技能「生産の基本（安全衛生、品質管理等）」「設備の日常保全」「効率化の考え方とロスの捉え方」「改善・解析の知識」「設備保全の知識」を学びます。

この学びから安全衛生の基本知識を得ると共に安全に作業を行うための設備・作業方法の維持管理、異常の発見能力を向上させ災害を未然に防止することが出来ます。

当工場ではこの資格の取得を推奨しており、オペレーターの70%以上が取得、災害予防に効果を発揮しています。

4. おわりに

当工場では一人ひとりが「ゼロ災を必ず達成します」という強い信念を持ち活動しています。「最良の会社」を具現し、社会に貢献出来るように今後も努めてまいります。

令和2年度 高圧ガス製造保安責任者等試験結果

11月8日に実施された令和2年度高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者試験の三重県での出願者数は807名、受験者数は742名でした。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受験者が昨年に比べ約2割減少しました。また、保安管理技術及び学識の免除者の決定が受験願書受付以降となったこともあり、免除なし（全科目受験）の申請者の割合が増えました。

試験合格者の発表は例年よりも1週間遅い1月12日にあり、271名の方が合格されました。

三重県会場における平均合格率は36.5%で、昨年度よりも12.7ポイント下がりました。この合格率は、全国の平均合格率37.0%とほとんど変わりません。

昨年度の合格率と比較すると、第二種販売が3.9ポイント増、第二種冷凍機械が1.0ポイント減と、昨年とほぼ同様となった以外は、10.3から28.5ポイント下がり、特に第一種販売と第三種冷凍機械は20ポイント以上の低下となりました。

令和2年度の三重県会場での出願・合格状況は、次ページのとおりです。

可否の通知は高圧ガス保安協会試験センターから受験者へ郵送されています。

令和3年度 高圧ガス製造保安責任者等試験

11月14日 (日) 予定

「受験案内・願書」は、7月上旬から県内各所で配布します。

免状の交付手続き

高圧ガス製造保安責任者免状・販売主任者免状

免状交付は、下記へ申請してください。

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会 試験センター

TEL : 03(3436)6106 フリーダイヤル : 0120(66)7966

FAX : 03(3436)5746

KHK 免状

検索

<https://www.khk.or.jp/>

令和 2 年度 出願・合格状況 (三重県会場)

試験の種類	免除の区分	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)	昨年度 合格率(%)
乙種化学	免除なし(全科目受験)	37	34	7	20.6	21.2
	法令免除	2	2	1	50.0	66.7
	保安管理技術及び学識免除	26	26	18	69.2	75.0
	小 計	65	62	26	41.9	54.9
乙種機械	免除なし(全科目受験)	175	156	32	20.5	17.0
	法令免除	1	1	0	0	100
	保安管理技術及び学識免除	32	31	17	54.8	72.6
	小 計	208	188	49	26.1	42.9
丙種化学 (液石)	免除なし(全科目受験)	88	76	18	23.7	14.3
	保安管理技術及び学識免除	0	0	0	0	100
	小 計	88	76	18	23.7	34.0
丙種化学 (特別)	免除なし(全科目受験)	112	106	36	34.0	19.6
	保安管理技術及び学識免除	16	15	11	73.3	89.9
	小 計	128	121	47	38.8	52.0
第二種 冷凍機械	免除なし(全科目受験)	27	23	7	30.4	22.7
	保安管理技術及び学識免除	7	7	7	100	72.7
	小 計	34	30	14	46.7	47.7
第三種 冷凍機械	免除なし(全科目受験)	128	119	29	24.4	37.7
	保安管理技術免除	6	5	4	80.0	90.9
	小 計	134	124	33	26.6	49.5
第一種 販 売	免除なし(全科目受験)	32	29	16	55.2	78.8
	法令免除	0	0	0	0	100
	保安管理技術免除	0	0	0	0	100
	小 計	32	29	16	55.2	83.7
第二種 販 売	免除なし(全科目受験)	97	93	52	55.9	43.1
	高圧法免除	1	1	1	100	—
	液石法免除	7	5	4	80.0	75.0
	保安管理技術免除	8	8	7	87.5	77.3
	高圧法・保安管理技術免除	1	1	1	100	100
	液石法・保安管理技術免除	4	4	3	75.0	100
	小 計	118	112	68	60.7	56.8
合 計		807	742	271	36.5	49.2

(全科目免除者を除く)

☆☆ 趣味の時間 ☆☆

モータースポーツ最高!!

コスモ石油㈱四日市製油所

清水 健一

幼い頃から自動車が好き！

小学生の時には「スーパーカーショー」でランボルギーニカウンタックやミウラ、イオタ、デトマソパンテラなどを間近で見て、心をときめかせました。

プラモデルは沢山作って部屋に飾り、ミニカーは新築した際に特注した専用ガラス棚に陳列しており、五十路となった今でも少しずつ増えています。(笑)

高校時代は、バイクにも興味が出始め、友達とママチャリで片道 25km の鈴鹿サーキットまでレース観戦に行っていました。

社会人になると、ドレスアップした車でドライブする日々でしたが、40 歳代に入ると、嵩じて自分の車で鈴鹿サーキットをスポーツ走行する様になりました。

更にバイクでも走ってみたいくなり、家族の心配をよそにサーキットでの走行を楽しんでいたのですが、何か物足りなさを感じ始めた頃、日頃お世話になっているバイクショップの社長から、レース向けの良いバイクがあるよと話があり、二つ返事でサーキット専用車両を製作してしまいました。



MFJ 国内ライセンスを取得し、『さあ、レースチャレンジするか!』という時に、ホンダの軽四輪車「N-ONE」によるナンバー付ワンメークレースである「N-ONE OWNER'S CUP (NOC)」を手伝って欲しいとのお誘いが偶然やって来ました。〔MFJ:Motorcycle Federation of Japan (一財)日本モーターサイクルスポーツ協会〕

これまで四輪レースは観客席からの観戦であった立場の自分が、出場者側としてピットでレースを間近で見たとたん、

「ビビッと来た! ・ 出てみたい!!」

その時です、何という偶然でしょう!

2つ隣のピットの選手からレース車両を売りたいとの話。

善は急げ、3日後には購入の意向を伝えていました。

今になっても、家族がよくぞ OK を出してくれたもんだなぁと驚きです。

値段もそれなりでしたし・・・。(笑)



それからは、4輪レース参戦のために国内A級ライセンスを取得、晴れて47歳でレースデビューとなりました。

この時点であこがれの2輪レースのデビューはお預けとなりました。

47歳にして夢が叶ったという意味も込め、車両名は『Dream47』としました。

「N-ONE OWNER'S CUP」は、HONDA ワンメイク事務局がレースを安全に楽しめるように特別規則を定めており、

いろいろな援助をしてくれます。

レースは国内主要7か所のサーキットで年間15戦開催されます。

私は「eXcape Racing」チームに所属していて、岡山国際サーキット、鈴鹿サーキット、富士スピードウェイ、ツインリンクもてぎを主戦場に参戦しています。

このチームは、国内最高峰のGT Car レースで活躍する安岡秀徒選手のオフィシャルファンクラブ「HYOFC」の会長であり、「NOC」の選手でもあるチームのオーナーが立ち上げました。

とてもアットホームで、ドライバー4名とスタッフが共に楽しく戦っています。活動は、レース参戦や安岡選手の応援にとどまりません。

カートレースや耐久レース、また、懇親会やBBQと和気あいあい、楽しいファンクラブ&チームです。

何歳までレース活動ができるかわかりませんが、楽しい仲間と共にモータースポーツを楽しみたいと思います。



**是非、皆さんもサーキットに来て、レースを観戦してください。
レーシングカーの生の迫力、レーシングサウンドは最高です。**

もちろん、一般道でも日々「安全運転第一」です !!!



コロナ禍の中／東北紀行 2020 年 9 月



大好きな台湾！ 2018 年秋の東海岸 9 日間自転車旅行を前 2 回の旅行記としました。翌年も同じような旅に出たので続きをと思いましたが、代わり映えのしない内容が続くことになるため、新しい旅行記としました。

海外に行きたくても行けないコロナ禍の中、東北地方を my キャンピングカーで回ってきました。
行楽地がどのような状態になっているのか、報告します。

9 月に入り、コロナの第 2 波が下火になって、GOTO キャンペーンも開始され、来月からは東京発着も開始との話を聞いて、そろそろ遠くへ出かけようかとなりました。

カレンダーを確認。23 から 25 日まで休みを取れば、9 連休なり。

どこにするか。そうだ！コロナの感染者が少ない東北に行こう。

東北の方には迷惑かもしれないが、観光を生業としている方にはお役に立つのではと勝手に判断してしまいました。

三重からは遠いので、片道はフェリーにしました。

船の手配をしてビックリ！

my キャンピングカーは、全長が 6.12m。6m を超えると貨物車扱いになり、乗用車とは比べ物にならない運賃です。そのうえ、株主優待や GOTO キャンペーンも適用外となり、かなりの高額となってしまいました。

初日：夕方、女房と犬一匹を載せて自宅を出発。敦賀港にて車中泊。

2 日目：朝、女房はタラップから。私と犬は車に乗ったまま乗船。

犬を抱きかかえて船内の受付カウンターへ行き、後方にあるゲージに犬を預けます。

船内のゲームコーナーやビデオルーム等はコロナの影響で使用できませんでした。

ゆったり走る船室から見る夕日、夕刻に到着した新潟の夜景は素晴らしく、日常を忘れさせてくれました。何もすることがないので早めの就寝。

3 日目：アラームを朝 4 時 15 分にセットするも、いつものごとく 4 時前には目覚めました。

船が秋田港に近づき、下船案内を聞きながら、犬をゲージから取り出して（女房は忘れてもいいけど、犬はそういうわけにはいかないよ）、全員車に乗り込んで下船。

秋田港近くのコンビニでサンドイッチを買って車内で朝食。

東北最初の観光地は、男鹿半島の付け根にある標高 355m の寒風山。



360 度見渡せます。男鹿半島、八郎潟、日本海、すばらしい眺めでした。

その後男鹿半島を一周して「なまはげ館」へ。

展示物を見た後、すぐ横にある茅葺きの古い建物「男鹿真山伝承館」で体験。

ここでは「なまはげ」が大晦日に一般家庭を訪れる様子を再現してくれます。

畳の部屋に我々観光客が座り、「なまはげ」の到着を待ちますが、後ろの方では「怖いよ、帰ろうよ」と子どもが泣き叫んでいます。

「なまはげ」が到着すると泣き止みましたが、隣の子が泣き始めました。私の隣に座った女の子は前のめりになり、大きな目を見開いてまばたきもしません。

子どももいろいろですね。

こういった体験型の観光はほとんどがコロナ禍の影響もあり、中止となっている中、楽しい時間を過ごすことができました。

その後、ブサかわ犬で有名だった秋田犬『わさお』がいた鰯ヶ沢へ。

『わさお』は今年6月に亡くなっていますが、娘の『ちょめ』に会って、五所川原へ。

「立佞武多（たちねぶた）の館」に着いたものの、ちょうど閉館時間。

近くの温泉旅館でお風呂に入りました。ロビーから「鶴の舞橋」が「岩木山」を背景に綺麗に見えました。近くの道の駅で就寝。

4 日目：昨日時間切れで入れなかった「立佞武多」を見て青森へ。

青森でも「ねぶた」を見学。どちらかというと五所川原の「立佞武多」のほうが、迫力があ

りました。

青森駅前の「ホタテ小屋」（11 月 1 日で閉店となったそうです。GOTO キャンペーンまでもたなかったか。）で昼食後、弘前市に移動。

弘前市の市内では、大きな駐車場を見つけることが出来ず、市内散策を断念。

しかたがないので、弘前市りんご公園でリンゴ狩りを行いました。

この公園には65種類のリンゴの木が植えられています。2 個採ることができ、重さを計って、1 個約 100 円也。

明日は十和田湖と奥入瀬溪谷の予定。

道の駅「いかりがせき」まで移動して就寝。



5 日目：朝 6 時半近くになったら音楽が流れてきて、近所の人
道の駅に集まってきました。一緒になってラジオ体操をしました。

毎日、行われているようです。

終わったら帰っていく人、話し込んでいる人、なんかのんびり
していていいなあ。

十和田湖に移動して遊覧船に乗ろうとするも出航したばかり。
1 時間半も待つのもいやなので、一番奥にある「乙女の像」
まで湖畔を散策。しかし、なぜ裸の女性が手を合っている
のか・・・？ 【高村光太郎先生すみません。】

十和田湖畔は人出も少なく、旅館、レストランも閉鎖されて、朽
ち果てている建物も多く見られました。

ナビを奥入瀬渓谷ビジターセンターにセット。

狭い道を森の中に入っていくと、横を川が流れている。歩いている人も見かけるようになって
きた。「あ、これが奥入瀬渓谷」。



しかし、車を停めるところが無い。

なんとか道の横に車を停めて散策。

水は糸のように流れ、布のよううねりを
生み出している。周囲の木々と苔との緑のコ
ントラストは素晴らしい。

あと 1 ヶ月すれば赤・黄の色が混じり、
友禅のような華やかさを白布の上に生み出す
かと思えば、アァ、来た時期が早かったのか。

停めた車が邪魔になるといけないので、
早々に切り上げ、走る車内から景色を楽しみ
ました。一日かけて歩きたかった。

ビジターセンターでせんべい汁の昼食を
とり、次の目的地「角館」に向かいます。

しばらく走ったら、後方から「シューシュー
ー」と音がするので、コンビニの駐車場に
停めて確認。プロパンガスの調整器のネジが
緩んでガスが噴き出していました。

ガスを使用した後にバルブを閉め忘れた

こと、走行中に調整器のネジが緩んできたことが原因。

爆発していたかも知れず、『走行中のキャンピングカーが爆発、高齢の夫婦と犬が黒焦げ』と
ニュースに出るところでした。

『使用前、使用後の確認・点検は確実にしましょう！』

角館に到着するも唯一入れる駐車場はちょうど時間切れ。近くの道の駅にて就寝。

6 日目：朝、近くにあった温泉に行き、その後、角館の武家屋敷を散策しました。
昼食は「きりたんぼ鍋」。おいしくいただいて、次の目的地の「銀山温泉」へ。



今回の旅行で唯一旅館に宿泊しました。

夕方、旅館に到着するも大雨。温泉街の中心を流れる川には、とんでもない量の水が集まり、今にも、溢れ出すのではないかと思うほど。

木造3階建ての建物とガス灯が川の両脇に並ぶ様子は、大正ロマンが漂い、NHK朝ドラ「おしん」の舞台となったこともあって、全国的にも認知されているようで、平日にもかかわらず旅館は満員です。

多くの観光客が傘をさして、街並みの写真を撮っていました。

7日目：最終日。山寺に寄りたかったのですが、翌日に自治会の一斉清掃があり、女房が早く帰りたいと言うので、そうすることにしました。

しかし、家まで約800km、9時頃に旅館を出発し、家着22時過ぎ、さすがに疲れた。けど、この車、運転していてもほとんど眠くならないのが不思議。青森、秋田、山形、もう来ることもないか・・・。



総括

GOTO トラベルが開始され、翌月には東京発着も始まるというので、その前のほうが、人出が少なく、ゆっくりと観光できるかと思い、出かけました。

個人の観光客はいましたが、観光バスの団体客は見かけることも無く、ゆったりとした旅が出来ました。しかし、かなり制限がありました。

体験型の施設などは中止になっていたり、終了時間が早くなっていた所もあったので、観光とは『人出が多く、にぎやかなのがいい』のか、『人出が少なくて並ぶことが無く、ゆったりとしたほうがいい』のか考えさせられました。

来年は北海道一周だ！ 【生きていたらね。】

フォトギャラリー



フェリーから見た夕焼け



わさおの娘 ちょめ



角館 武家屋敷

2021 年度（上期）講習会 の お知らせ

2021 年度上期の講習会スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日程等が確定していないため、高圧ガス保安協会（KHK）から発表されていません。（1 月 13 日現在）

三重県高圧ガス安全協会では、次表のとおり講習を開催する予定ですが、これらも変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

種 類	開 催 日	会 場
丙種化学特別講習	6 月 15・16・17 日	四日市商工会議所
保安係員講習 上期	① 7 月 1・2 日	四日市商工会議所
	② 7 月 29・30 日	

★最新の情報は、KHKのホームページ、三重県高圧ガス安全協会のホームページで確認してください。



2020 年度事業の中止等について

新型コロナウイルス感染症の拡大を危惧し、2020 年度の次の行事を中止しました。
来年度は、感染症の流行情況を踏まえて、再開に向けて検討を進めます。

- ・高圧ガス保安係員講習 上期（7 月）
- ・高圧ガス輸送防災講習会 （10 月）
- ・高圧ガス消防機関講習会 （10 月）
- ・高圧ガス実験・訓練 （10 月）
- ・丙種化学特別 検定対策講習会 （10 月）
- ・高圧ガス試験 直前法令講習会 （10 月）
- ・高圧ガス保安研修会 （11 月）

開催時期を変更して実施した（する）事業

- ・丙種化学特別講習 （6 月）【9 月に受講者数を減じて実施】
- ・高圧ガス保安係員講習 上期（6 月）【3 月に受講者数を減じて実施予定】

編集後記

昨年は COVID-19 の拡大に伴い、東京オリンピックをはじめ、多くの行事が中止や延期、縮小となり、活気のない 1 年でした。「笑う門には福来る」。2021 年は笑顔あふれる良い思い出が残る 1 年になってほしいものです。ご安全に！ （服部）

今回、初めて本誌の編集に、微力ながら携わらせていただきました。2020 年はなにかとイベントを自粛せざるを得ない年でした。懇親会、スポーツ観戦、帰省などの楽しみがなくなり、おのずと家族との時間や一人の時間が増えましたが、新しい生活様式を考える機会にもなりました。来年は、少しでも元気が出る年にしたいですね。 （中井）

久し振り、2 度目の編集委員を拝命しました。新型コロナの第 3 波の来襲で、本年度の総会等、協会・組合行事をどういう方法で行うか。事務局・執行部は頭の痛い新年のスタートとなりました。「新しい運営様式」の模索に微力ながら協力できればと思います。 （加納）

アルゼンチンに駐在していた時に行った南部パタゴニア地方 El Calafate(エル・カラファテ)にある氷河です。北半球に住んでいる我々のイメージとは違って南国は寒い！というのが南半球の常識です。新しく編集委員に加わりました。宜しくをお願いします。 （菅）



高圧ガス試験は例年どおり三重大学で無事終了しましたが、COVID-19 で会場借用を断られるのではという不安が常によぎりました。危機管理の必要性和当たり前のことが当たり前にできることのありがたさを実感しました。

そして、昨年の「今年の漢字」は《密》、「流行語大賞」は《三密》。本来『密』には、親しいこと、関係が深いことと言う意味があります。それが、COVID-19 対策にはマイナスに働きましたが、本来の意味で使われる日が早く来る事を願ってやみません。 （結城）

協会だよりを多くの方に読んでいただけると紙面作りに無い知恵を無理矢理出しても、『出ないものは出ない』ということをつくづく感じて、早 12 年が過ぎようとしています。皆様にはなにかとご迷惑やご面倒をおかけしてまいりました。これからも安全協会の活動に皆様のお力添えをいただきますよう、お願いいたします。 （鈴木）

私のワンショット



新型コロナ対策で外出自粛。運動不足解消のため休日は「伊坂ダム」をウォーキングしています。ダム1周は 3.6km です。
(中川)



元旦、お屠蘇を頂く前に出勤。本年の無事故、無災害を神棚に祈念し、日常点検を済ませて帰宅。伊勢神宮御料酒「白鷹」にて乾杯！ 新型コロナ退散！（加納）



今日の仕事を終えて、ふと外に目をやると、四日市名物工場夜景が見えます。癒やされる瞬間です。
(中井)



コロナの向こうに虹の架け橋を。
白米千枚田にて（結城）



足利尊氏が京都衣笠山の麓に創建した臨済宗天龍寺派等持院 庫裏玄関 達磨図大衝立（鈴木）

あなたのスマホやパソコンに埋もれている『私のワンショット』を メールでお送りください。
掲載分には、記念品を進呈します。

2021年度通常総会のご案内

開催日 2021年5月13日（水） 14時～

会 場 四日市商工会議所（四日市市諏訪町2-5）

詳細については、後日お知らせします。

三重県高圧ガス安全協会長表彰候補者募集

総会席上で三重県高圧ガス安全協会長表彰（事業所、個人）を行います。候補者をご推薦ください。

詳細は、ホームページ(<https://ankyo-mie.jp/>)をご覧ください。

協会だより 第67号

発行日 2021年1月29日

発行者 三重県高圧ガス安全協会 藤巻精一
〒510-0855

四日市市馳出町三丁目29番地 親和ビル
電話 059(346)1009

FAX 059(346)1521

E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

印刷所 有限会社 住吉孔版社
〒510-8003 四日市市住吉町6-8
電話 059(365)1924

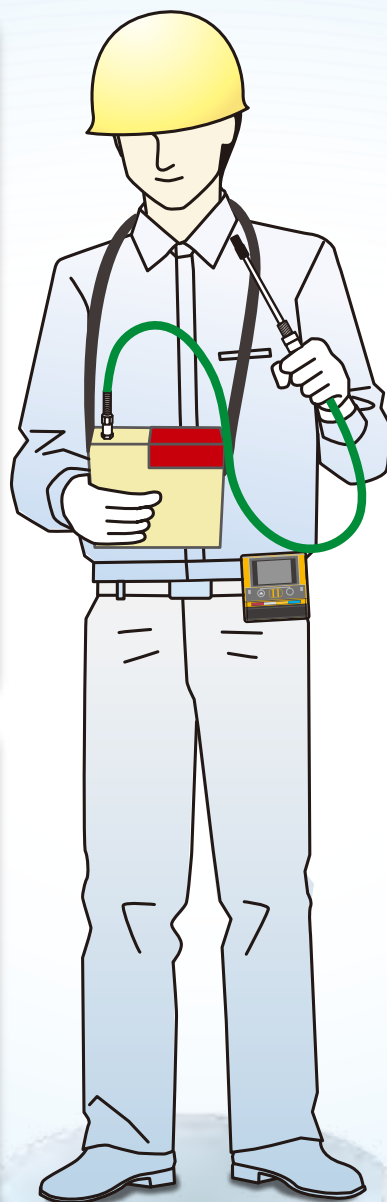
作業現場の安全管理・安全確保に

新コスモス電機の検知器が役立ちます!



マルチ型ガス検知器 XP-302M

酸素・可燃性ガス・硫化水素・一酸化炭素を同時測定。大きく見やすい表示画面で4種のガスを同時表示。日本語表記も選択可能。大きく目立つブザー・ランプで警報を確実にお知らせ。



センサ
寿命3年



マルチ型ガス検知器 XA-4400II

酸素・可燃性ガス・硫化水素・一酸化炭素を同時測定。単4形アルカリ乾電池1本で約40時間の連続使用が可能(無警報時)。水・ほこりに強い防水・防塵構造(保護等級IP67相当)。



ポケット型 可燃性ガス検知器 XA-380s

装着タイプの超小型可燃性ガス検知器。乾電池仕様(単4形アルカリ乾電池1本)で34時間、充電電池仕様で40時間の連続使用が可能。防沫・防塵構造(保護等級IP54相当)。



酸素・硫化水素濃度計 XOS-326

酸素と硫化水素を同時検知・同時表示。5mのセンサ延長ケーブルを標準装備しており、タンクやマンホール、トンネル等の地下工事現場での作業前安全確認に最適。



新コスモス電機株式会社

本社 ■ 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中2-5-4 TEL(06)6308-2111

URL www.new-cosmos.co.jp

東日本営業部 ■ TEL(03)5403-2703
東京営業所 ■ TEL(011)231-1101
札幌営業所 ■ TEL(022)295-6061
仙台営業所 ■ TEL(025)365-1390
新潟営業所 ■ TEL(054)255-1901
静岡営業所 ■ TEL(0198)29-6633
北上出張所 ■ TEL(048)643-1223
北関東出張所 ■ TEL(043)209-1650
千葉出張所 ■ TEL(045)473-6451
神奈川出張所

中部営業部 ■ TEL(052)951-2650
中津川営業所 ■ TEL(076)234-5611
西日本営業部 ■ TEL(06)6308-2111
西宮営業所 ■ TEL(086)435-5087
岡山営業所 ■ TEL(082)568-2800
広島営業所 ■ TEL(092)431-1881
九州営業所 ■ TEL(077)526-8222
京滋出張所 ■ TEL(079)225-8965
姫路出張所